

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和3年3月4日(2021.3.4)

【公開番号】特開2020-132792(P2020-132792A)

【公開日】令和2年8月31日(2020.8.31)

【年通号数】公開・登録公報2020-035

【出願番号】特願2019-30397(P2019-30397)

【国際特許分類】

C 09 D 127/12	(2006.01)
C 09 D 127/16	(2006.01)
C 09 D 127/18	(2006.01)
C 09 D 127/20	(2006.01)
C 09 D 5/24	(2006.01)
C 09 D 7/61	(2018.01)
C 09 D 7/63	(2018.01)

【F I】

C 09 D 127/12
C 09 D 127/16
C 09 D 127/18
C 09 D 127/20
C 09 D 5/24
C 09 D 7/61
C 09 D 7/63

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月19日(2021.1.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0054

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0054】

カーボンナノチューブの含有量が本発明で規定する範囲内である実施例1～5では、いずれもコーティング膜の表面抵抗率が $10^{10}$  / 未満であり、コーティング膜としたときの導電性が充分であった。

実施例4、5ではロット間のばらつきによりカーボンナノチューブの平均纖維長が相対的に長かった。このようにカーボンナノチューブの平均纖維長が相対的に長い実施例4、5であっても、フッ素樹脂およびカーボンナノチューブの合計100質量%に対するカーボンナノチューブの含有量を0.05～1質量%の範囲に調整することで、表面抵抗率が $10^4$  / 未満であり、コーティング膜としたときの導電性にさらに優れることが分かった。また、実施例1～5ではコーティング膜の表面と基材の表面とも電気的にコーティング膜の厚み方向の導通が取れており、コーティング膜全体が導電性を具備していた。